

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱

(目 的)

第1条 健康長寿埼玉を推進するための計画となる埼玉県健康長寿計画（埼玉県健康増進計画）（以下「計画」という。）の策定及び評価等について検討を図るため、「埼玉県健康長寿計画推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 検討会議は、次の委員をもって構成し、保健医療部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 県民代表

(役 割)

第3条 検討会議は、次の事項について検討し、及び協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 今後の健康長寿埼玉の施策のあり方に関すること。
- (4) 地域・職域連携推進事業に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了するものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

第6条 委員長は、検討会議を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、又は、別の方法で意見を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 検討会議に次の部会を置く。

- (1) 慢性腎臓病（CKD）予防対策部会
 - (2) その他必要と認める部会
- 2 部会の委員は、検討会議委員及び必要と認める者をもって健康長寿課長が選任する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

(庶 務)

第8条 検討会議及び部会の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課において処理する。

(その他)

第9条 検討会議は埼玉県地域・職域連携推進協議会を兼ねる。

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。